

## 台湾商標制度について

2016年12月19日

特許業務法人  
**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

### はじめに

台湾は沖縄の南方に位置し、面積 36,191 平方 km (九州よりやや狭い)、人口約 2,350 万人 (2016 年 4 月) の島国である。台湾との関係に関する日本の基本的立場は、1972 年の日中共同声明に示されたとおりであり、台湾との関係を非政府間の実務関係として維持してきている。台湾の主要産業 (製造業) は電気・電子、鉄鋼金属、繊維、精密機械であり、実質経済成長率は 0.65% (2015 年, 台湾行政院主計處) である。主な台湾企業に鴻海精密工業 (HONHAI Precision Industry)、宏達国際電子 (HTC)、廣達電腦 (QUANTA)、宏碁電腦 (ACER)、華碩電腦 (ASUS)、台湾積体電路製造 (TSMC)、聯華電子 (UMC)、捷安特自転車 (GIANT) が挙げられる。

日台関係は基本的に緊密かつ良好な関係を維持しており、日本からの訪台者数約 162.7 万人 (台湾交通部観光局)、台湾からの訪日者数約 367.7 万人 (JNTO) と、活発な人的往来からもその良好な関係が伺える (2015 年)。更に、台湾は日本にとって重要な経済的パートナーである。貿易関係においても台湾は日本にとって第 5 位の貿易パートナーであり、日本は台湾にとって第 2 位の貿易パートナーである。

また、東日本大震災後は、台湾各界から総額 68 億 3,976 万 NT\$ (187.4 億円) の義捐金 (1NT\$=¥2.74 で換算; 2012.3.16 台湾外交部発表) が寄せられ、馬英九総統を含む台湾当局指導者からも高い関心が寄せられた。(以上外務省資料より)

## 台湾の商標制度

### 1. 登録できる商標について

#### (1) 商標とは

識別性を具えた標識で、文字、図形、記号、色彩、立体形状、動態、ホログラム、音など、又はその結合によって構成するものをいう。(商標法第 18 条)

※位置、匂い、動き、触覚の非伝統的商標も保護される.....

以上

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

大阪法務部長：八谷 晃典（大阪本部在籍）

東京法務部長：石黒 智晴（東京本部在籍）

TEL（大阪）：06 - 6351 - 4384（代表）

TEL（東京）：03 - 3433 - 5810（代表）

E-Mail：ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。  
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>

< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>

< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>

< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。